

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	県民生活課	検索番号	1-2
法令名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	根拠条項	法第11条第1項	
不利益処分	会員制事業者の業務停止命令			
(根拠規定)				
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律				
第十一条 主務大臣は、会員制事業者が第三条から第五条まで若しくは第六条から第九条までの規定に違反し、若しくは会員契約代行者が第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第一項若しくは第八条の規定に違反した場合において、会員契約の締結及びその履行の公正並びに会員の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は会員制事業者若しくは会員契約代行者が前条の規定による指示に従わないときは、その会員制事業者又は会員契約代行者に対し、一年以内の期間を限り、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。				
(処分基準)				
○会員制事業者の業務停止命令についての処分基準は、次のとおりとする。				
〔ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準〕				
法第11条第1項の規定による業務停止命令は、法律違反の事実が明白かつ重大である場合、あるいは、法第10条の規定による指示に従わない場合に限り、これを行うものとする。なお、命令の内容については、違反行為の違法性と命令の内容の程度との相違性、さらに、類似の違法行為があった場合に比べ不当に差別的な取扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。				
(その他)				